

## 兵庫県高齢者生活協同組合 宝塚支部 宝塚サロン利用規定

### (利用目的)

第1条 宝塚サロンは、兵庫県高齢者生活協同組合（以下、組合と呼ぶ。）の組合員が共同して設立したスペースです。ここでは組合員の支部活動、地域の人々の健康づくり・仲間づくり活動、その他、組合の事業・活動趣旨に沿った内容を行います。

### (場所と収容人数)

第2条 宝塚サロンは、宝塚コウメイハイツ 104号室の東向きの部屋で、収容人数目安は10人です。

### (利用可能日時と利用方法)

第3条 利用は届出制とし、利用単位は半日とします。

午前：9時～12時 / 午後：13時～17時 ※退出完了時間です。

年末年始（12月30日～1月3日）は利用不可となります。

### (利用の届出と許可)

第4条 宝塚サロンを利用しようとする人は、原則、利用日の一週間前までに組合の宝塚支部に申し込みます。尚、利用内容が組合の事業・活動趣旨に沿う内容であること、その他を勘案したうえで利用許可を与えます。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を与えることができません。

- (1) その利用が公の秩序、風紀を乱すおそれがある。
- (2) その利用が施設等を損傷・汚損するおそれがある。
- (3) 利用人数が、明らかに収容人数を超えると思われる。
- (4) その利用が、明らかに営利を目的としていると思われる。

※ 宝塚支部の運営理由により、申し込みを断らざるを得ないことがあります。

### (管理及び運営)

第5条 次の各項の内容を遵守し利用してください。

- (1) 利用にあたり責任者を置くこと。
- (2) 責任者は、第1条の「利用目的」に沿って利用し、当初の目的を変更して利用してはならない。
- (3) 利用する人は、利用後、必ず清掃し、利用した備品及び器具は所定の場所に整理整頓すること。
- (4) 室内は全面禁煙なので喫煙は禁止とする。

(利用責任)

第6条 責任者は、利用中に室内の備品及び器具等を破損・汚損した場合は弁償することとなります。但し、事故等の理由によっては、弁償を減額または免除することがあります。

(利用料金)

第7条 利用する人は、以下の各項に定めた利用料金を、組合の宝塚支部に納めてください。

- (1) 組合の宝塚支部及びケアステーションたからづかが主催する活動に関するものは無料とする。
- (2) 組合員の場合は、半日利用で300円とする。
- (3) 地域の他団体や個人が利用する場合は、半日利用で500円とする。

(利用の届出)

第8条 利用しようとする人は、利用申込書を作成し、直接提出いただくか、FAXもしくはメールにて申し込んでください。

利用申込書は、宝塚サロンに置いてあります。また、組合のウェブサイト内「ケアステーションたからづか」のページからも様式をダウンロードすることができます。

FAX、メールでの申し込みの場合は、折り返しの確認連絡をもって本予約となります。

尚、申し込まれた時点で、すでに利用申込が入っている場合がありますので、その際はご了承ください。

(利用申込の変更・取消し)

第9条 利用申し込み以降（本予約）、利用する人の都合による利用申し込みの変更・取消しを行う場合には、申込者ご自身で、必ず利用可能時間内に来所、電話、FAX、書面提出やメールのいずれかの方法にて意思表示をお願いします。

2 利用日前日の利用可能時間内までに変更・取消しの連絡を宝塚支部が受け付けた場合は、キャンセル料はかかりません。

尚、利用日当日の変更・取消しにつきましては、利用料金を全額いただきます。

(その他)

第10条 この規定の改廃は、組合の宝塚支部委員会で協議し決定する。

附則

この規定は、2021年7月6日から施行する。